

平成 30 年 1 月 27 日

各位

会社名 株式会社オーネックス
代表者名 代表取締役社長 大屋 和雄
(コード番号 5987)
問合せ先 専務取締役管理本部長
鶴田 猛士
(TEL.046-285-3664)

株式併合による 1 株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は平成 30 年 1 月 27 日開催の取締役会において会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づく株式併合による 1 株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は、平成 29 年 9 月 27 日開催の第 66 期定時株主総会の決議に基づき、平成 30 年 1 月 1 日を効力発生日として株式併合（10 株を 1 株に併合）を行いました。

この株式併合により生じた 1 株に満たない端数の処理につきましては、本日開催の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づき、自己株式として買取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 買取る株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 買取る株式の総数 | 47 株 |
| (3) 買取りと引換に交付する金銭の総額 | |
| | 上記(2)の 47 株に平成 30 年 1 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額 |
| (4) 買取り決議日 | 平成 30 年 1 月 27 日 |
| (5) 買取り日 | 平成 30 年 1 月 29 日 |

以上